

平成24年9月1日から 浜松市の税に関する窓口が 変わります。

市役所本庁舎及び各区役所に設置している税務組織を

げんもく 元目分庁舎に集約します。

※税務証明発行などの一部の業務については、引き続き各区役所で取り扱います。
※北区及び天竜区の資産税業務については、引き続き両区役所で取り扱います。



【元目分庁舎】

〒430-0948
浜松市中区元目町120番地の1

〈変更後の組織配置〉

4F	収納対策課	
3F	資産税課	
2F	市民税課	
1F	税務総務課 市民税課	一部は 本庁舎3階

- 執務開始日は9月3日(月)です。
- 駐車場は台数に限りがありますので公共交通機関の利用にご協力ください。
- くわしくは裏面をご覧ください。

【税務組織見直しに関するお問い合わせ】

- * 納税推進課 (053) 457-2151
- * 市民税課 (053) 457-2144
- * 資産税課 (053) 457-2157
- * 債権回収対策課 (053) 457-2258

■ 9月3日(月) 以降の業務別窓口一覧

主な取扱業務		取扱窓口	
課税内容・申告等に関する こと	個人市民税 ※ 給与所得者に係る特別徴収を除く	元目分庁舎(2F) 市民税課	個人市民税第1～3グループ
	個人市民税 ※ 給与所得者に係る特別徴収	元目分庁舎(1F) 市民税課	特別徴収第1・2グループ
	法人市民税、事業所税	元目分庁舎(1F) 市民税課	法人・事業所税グループ
	市たばこ税、入湯税、鉱産税	元目分庁舎(2F) 市民税課	管理・諸税グループ
	軽自動車税	元目分庁舎(1F) 市民税課	軽自動車税グループ
	固定資産税・都市計画税(土地/家屋)	元目分庁舎(3F) 資産税課 北区役所 税務グループ 天竜区役所 税務グループ	土地第1・2グループ、家屋第1～3グループ
	固定資産税(償却資産)	元目分庁舎(3F) 資産税課	償却資産グループ
市税の納付に関する こと	市税の納付	元目分庁舎(4F) 収納対策課 ※ 各区役所等でも納付できます。 ・本庁舎 税務総務課 ・東区役所 区民生活課 ・南区役所 区民生活課 ・浜北区役所 区民生活課 ・西区役所 区民生活課 ・北区役所 税務グループ ・天竜区役所 税務グループ	
	市税の納付に関する相談	元目分庁舎(4F) 収納対策課	
	口座振替、還付に関する こと	本庁舎(3F) 税務総務課	
原動機付自転車等の 登録・廃車・変更等の 手続き	元目分庁舎(1F) 市民税課	軽自動車税グループ	※ 各区役所等でも手続きができます。 ・本庁舎 税務総務課 ・東区役所 区民生活課 ・南区役所 区民生活課 ・浜北区役所 区民生活課 ・西区役所 区民生活課 ・北区役所 税務グループ ・天竜区役所 税務グループ
市税及び個人県民税に係る 証明書	元目分庁舎(2～4F) 市民税課・資産税課・収納対策課 ※ 各区役所等でも交付できます。 ・本庁舎 税務総務課 ・東区役所 区民生活課 ・南区役所 区民生活課 ・浜北区役所 区民生活課 ・中区役所 区民生活課 ・西区役所 区民生活課 ・北区役所 税務グループ ・天竜区役所 税務グループ		
閲覧に関する こと	土地台帳	元目分庁舎(3F) 資産税課	(中区、東区、西区、南区、浜北区内のもの)
	地籍図	北区役所 税務グループ	(北区内のもの)
	家屋台帳	天竜区役所 税務グループ	(天竜区内のもの)
	家屋副図	東区、西区、南区、浜北区の区民生活課	(各区内の現年分のみ)
	名寄帳	元目分庁舎(3F) 資産税課 ※ 各区役所等でも閲覧できます。 ・本庁舎 税務総務課 ・東区役所 区民生活課 ・南区役所 区民生活課 ・浜北区役所 区民生活課 ・西区役所 区民生活課 ・北区役所 税務グループ ・天竜区役所 税務グループ	

※ 上記に記載のない業務等につきましては、表面「税務組織見直しに関するお問合せ」先へご連絡ください。

※ 市内の協働センター及び市民サービスセンターにおける取扱いに変更はありません。

■ 区役所で引き続き行う業務

区役所では、市税及び個人県民税に係る証明書の交付、閲覧に関する業務、市税の納付窓口及び申告時期の個人市民税申告受付を行います。

なお、市税の税額や納税に関する具体的なご相談につきましては、元目分庁舎までお越しくください。